

# 船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年3月10日 18時40分ごろ
発生場所	東京都八丈島北東方沖 八丈島灯台から真方位057° 41.5海里付近 (概位 北緯33° 28.0′ 東経140° 33.0′)
インシデントの概要	漁船第八十八福徳丸は、南東進中、主機を運転することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年3月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八十八福徳丸、119トン 134407、有限会社福徳水産
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関、機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 4、視程 約6km 海象：波高 約3m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか17人（日本国籍11人、インドネシア共和国籍6人）が乗り組み、東京都硫黄島の南東方沖の漁場に向け、南東進中、平成29年3月10日18時40分ごろ煙突から白煙を噴出した。</p> <p>機関長は、機関室に入り、主機を点検したところ、1番及び6番シリンダの排気温度が約60℃に低下していることを確認し、同シリンダの燃料油が燃焼していないものと判断して主機を停止した。</p> <p>機関長は、主機の1番シリンダ及び6番シリンダの燃料高圧管、燃料噴射弁のノズル及び燃料噴射ポンプを交換して主機を運転したものの、白煙の噴出は止まらず、同シリンダのシリンダカバーから冷却水が燃焼室内に漏えいしているものと思い、主機の運転を断念した。</p> <p>本船は、主機を運転することができず、本船から連絡を受けた船舶所有者が、所属する漁業協同組合を通じて118番に本インシデントの発生を通報し、また、タグボートによるえい航をサルベージ会社に要請し、来援したタグボートにより千葉県館山市館山港にえい航された。</p> <p>機関修理業者は、本インシデント後、主機の1番シリンダ及び6番シリンダのシリンダカバー及び過給機を開放し、点検したが、冷却水の漏えい等の異常を認めず、主機の全シリンダの燃料噴射弁のノズルを交換したところ、主機が白煙を噴出すること無く正常に運転される</p>

	<p>ようになったことを確認した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、主機の1番シリンダ及び6番シリンダの燃料油が燃焼しなくなったことから、主機を運転することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、主機の全シリンダの燃料噴射弁のノズルを交換したところ、主機が正常に運転されるようになったことから、同燃料噴射弁に不具合があったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、主機の1番シリンダ及び6番シリンダの燃料油が燃焼しなくなったため、主機を運転することができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>